

独立行政法人国立大学財務・経営センターの年度計画（平成26年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の中期計画及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日、閣議決定）」を踏まえ、平成26年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。
- 4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。
- 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
- 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。
- 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

- 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人となるよう、統合後の法人の在り方、組織体制、予算、システム統合等について具体的に検討を行う。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等について検討を行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

2 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 平成26年度に係る予算 別紙1のとおり
- 2 平成26年度に係る収支計画 別紙2のとおり
- 3 平成26年度に係る資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

平成26年度の常勤役職員に係る人件費について削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及

び法定外福利費)は含まない。その際、政府の方針を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

83億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した際の使途は、年度計画の達成状況を見つつ、施設費貸付事業等の改善・質の向上に資する業務に充てることとする。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。
- ③ 金融業務関係など、高度な専門知識を持った人材を計画的に育成するため、センター職員の今後の人事の在り方について基本的な方針を策定し、それに基づき、年間延べ50名以上の職員を各種研修に参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

平成26年度の常勤職員数 19人

(参考2)

平成26年度の人件費総額見込み 162百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

平成26年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	306
産学協力事業収入	0
雑収入	2
計	308
支 出	
業務経費	139
センター事業費(退職手当を除く)	139
うち 人件費(退職手当を除く)	100
物件費	39
退職手当	0
一般管理費	169
一般管理費(退職手当を除く)	169
うち 人件費(退職手当を除く)	82
物件費	87
退職手当	0
産学協力事業費	0
計	308

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	61,100
長期貸付金等回収金	77,187
長期貸付金等受取利息	13,833
財産処分収入	3,010
財産賃貸収入	227
財産処分収入納付金	15
有価証券利息	4
計	155,376
支 出	
施設費貸付事業費	60,311
施設費交付事業費	5,600
長期借入金等償還	77,976
長期借入金等支払利息	13,668
公租公課等	63
債券発行諸費	14
債券利息	151
計	157,782

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

収入	
運営費交付金	306
産学協力事業収入	0
長期借入金等	61,100
長期貸付金等回収金	77,187
長期貸付金等受取利息	13,833
財産処分収入	3,010
財産賃貸収入	227
財産処分収入納付金	15
有価証券利息	4
雑収入	2
計	155,684
支出	
業務経費	139
センター事業費(退職手当を除く)	139
うち 人件費(退職手当を除く)	100
物件費	39
退職手当	0
一般管理費	169
一般管理費(退職手当を除く)	169
うち 人件費(退職手当を除く)	82
物件費	87
退職手当	0
産学協力事業費	0
施設費貸付事業費	60,311
施設費交付事業費	5,600
長期借入金等償還	77,976
長期借入金等支払利息	13,668
公租公課等	63
債券発行諸費	14
債券利息	151
計	158,090

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	310
業務費	139
センター事業費	139
産学協力事業費	0
一般管理費	169
減価償却費	2
収益の部	
運営費交付金収益	306
資産見返負債戻入	2
雑益	2
純損失	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	20,439
業務費	20,425
施設費交付事業費	5,600
支払利息	13,651
処分用資産売却原価	1,112
その他の業務経費	63
財務費用	14
収益の部	
処分用資産賃貸収入	227
処分用資産売却収入	3,010
施設費交付金収益	15
受取利息	13,664
財務収益	1
純損失	3,522
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	3,522
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	20,748
業務費	20,564
センター事業費	139
産学協力事業費	0
施設費交付事業費	5,600
支払利息	13,651
処分用資産売却原価	1,112
その他の業務経費	63
一般管理費	169
減価償却費	2
財務費用	14
収益の部	
運営費交付金収益	306
処分用資産賃貸収入	227
処分用資産売却収入	3,010
施設費交付金収益	15
受取利息	13,664
財務収益	1
資産見返負債戻入	2
雑益	2
純損失	3,522
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	3,522
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	308
業務活動による支出	308
資金収入	308
業務活動による収入	308
運営費交付金による収入	306
産学協力事業による収入	0
その他の収入	2

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	157,768
業務活動による支出	79,793
財務活動による支出	77,976
資金収入	162,859
業務活動による収入	94,276
承継債務負担金債権の回収による収入	46,108
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	7,351
施設費貸付金の回収による収入	31,079
施設費貸付金に係る利息の受取額	6,482
処分用資産の売却による収入	3,010
処分用資産の貸付による収入	227
施設費交付金の納付による収入	15
利息及び配当金の受取額	4
投資活動による収入	7,497
財務活動による収入	61,086

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	158,077
業務活動による支出	80,101
財務活動による支出	77,976
資金収入	163,167
業務活動による収入	94,584
運営費交付金による収入	306
産学協力事業による収入	0
承継債務負担金債権の回収による収入	46,108
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	7,351
施設費貸付金の回収による収入	31,079
施設費貸付金に係る利息の受取額	6,482
処分用資産の売却による収入	3,010
処分用資産の貸付による収入	227
施設費交付金の納付による収入	15
利息及び配当金の受取額	4
その他の収入	2
投資活動による収入	7,497
財務活動による収入	61,086

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。